



平成 25 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

行使価額修正条項付き第 36 回新株予約権（第三者割当て）の発行の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 17 日付の当社取締役会の決議による委任に基づき、平成 25 年 5 月 22 日付の経営会議において決議いたしました第 36 回新株予約権（第三者割当て）の発行につきまして、本日（平成 25 年 6 月 10 日）までに払込金額の総額 74,000,000 円の払込手続きが完了しましたので、お知らせいたします。

記

■ 募集の概要

第 36 回新株予約権（行使価額修正条項付き）

(1) 割 当 日	平成 25 年 6 月 10 日
(2) 発行新株予約権数	1,000 個
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり 74,000 円（総額 74,000,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：10,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 500 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、10,000,000 株です。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	7,149,688,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 713 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上